

やるのは即刻！ 遅れるのは深刻！

確定申告と市県民税の申告は **3月15日(火)**まで



確定申告（所得税および復興特別所得税）

■確定申告が必要な人

①令和3年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額を基に計算した税額が、配当控除を超える次のような人

- ・ 商売をしている人（商工業、農漁業、自由業など事業から生じる収入のある人）
- ・ 土地・建物などを売った人
- ・ 土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入がある人

②給与所得者で次のような人

- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える人

③源泉徴収された所得税が還付される場合がある人

- ・ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などを受けることができる人
- ・ 令和3年の途中で退職した後、再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

■確定申告の際に必要なもの

- ・ 収支内訳書または青色申告決算書
- ・ 申告書用紙（送付されている人のみ）および納付書

- ・ 「確定申告のお知らせ」はがき（受領者のみ）
- ・ 源泉徴収票（給与・年金など）
- ・ 生命保険料、地震（旧長期損害）保険料支払証明書
- ・ 国民健康保険料、国民年金などの社会保険料の支払額が分かる書類
- ・ 医療費控除の明細書（医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付や提示では医療費控除を受けることができません）
- ・ 寄付金（ふるさと納税のワンストップ分も含む）の領収証または一定のふるさと納税仲介事業者の特定寄付金額などを証明する書類
- ・ 筆記用具、計算用具など
- ・ 印鑑、預貯金口座番号（申告者名義のものに限る）が分かるもの
- ・ 令和2年分以前の確定申告書控え（所持者のみ）
- ・ マイナンバーカード（持っていない人は、下記参照）

マイナンバーカードを持っていない人

番号確認書類

- ・ 通知カード（※）
- ・ 住民票（番号付き）など

身元確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート など

※通知カードに記載している情報と、住民票の情報に相違がある場合、番号確認書類として使用できません。

消費税および地方消費税

■個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税

申告と納税の期間は、**3月31日(木)**までです。

課税期間の課税取引を税率ごとに区分できるように国税庁HPから「課税取引金額計算表」を用いて整理しておいてください。



贈与税

■贈与税の申告と納税

令和3年中に個人からもらった財産の価値が、110万円を超える場合には贈与税の申告が必要です。申告と納税の期間は、**2月1日(火)～3月15日(火)**です。

納期限と振替日

	納期限	振替納付日
所得税	3月15日(火)	4月21日(木)
消費税	3月31日(木)	4月26日(火)
贈与税	3月15日(火)	

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）については、指定の預貯金口座から自動振替により納税することができます。税務署または取引先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を申告期限までに提出すると自動振替を利用できます。



確定申告会場のご案内

イオンモール新居浜 2階 イオンホール

※10:00までは、特設入口（B入口横のタクシー乗り場前）以外は入場できません。



期間

2月16日(水)～3月15日(火)

9:00～16:00 (土・日・祝除く)

※来場時にはマスクを着用し、検温にご協力ください。
37.5度以上の発熱が認められる場合、入場することができません。

※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付するほか、国税庁公式LINEで事前発行します（またこの期間、新居浜税務署には確定申告会場を設置していません）。



国税庁
公式LINE

※混雑している場合、早めに受け付けを締め切ることがあります。

※会場内にマイナンバーカード申請コーナーを開設しています（～3月4日(金)、土・日・祝除く 9:30～15:30）

申告会場では「入場整理券」が必要です

新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場の混雑緩和を図るため、申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

ぜひ、自宅から申告することができるe-Taxをご利用ください。

とは？
e-Tax



詳しくは



e-Taxのメリット

- ① 自宅などからネット（スマートフォン）で!
- ② 24時間いつでも利用可能
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 添付書類を提出省略



所得税・消費税・贈与税に関する問い合わせ
マイナンバーカードに関する問い合わせ

新居浜税務署 ☎ 33-4145
市民課 ☎ 65-1232

市県民税申告（市県民税）

■市県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、市内に住所がある人

■市県民税の申告が不要な人

- ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人
 - ・所得税の確定申告をした人（市県民税の申告書を提出したものとみなされます）
 - ・前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人除く）
- ※年金収入400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、還付申告以外の確定申告が不要となりますが、市県民税の申告は必要な場合があります。

■市県民税の申告の際に必要なもの

確定申告の際に必要なものと同じです。年金収入のある人は「公的年金等の源泉徴収票」も必要です。
※税務署から「確定申告のご案内」文書が送付されている人は、確定申告会場で申告してください。

■市県民税申告相談会場のご案内

受付時間 9:30～15:00（詳細は下表）

日程	場所
2月10日(木) 3月2日(水)～15日(火)	市役所2階21会議室 (土・日・祝除く) (9:30～16:00)
2月14日(月)	浮島公民館 (10:00 - 15:00) 多喜浜公民館 (10:00 - 15:00)
2月15日(火)	神郷公民館、垣生公民館
2月16日(水)	角野公民館
2月17日(木)	泉川公民館
2月18日(金)	高津公民館
2月21日(月)	大島交流センター (10:00 - 14:00) 別子山支所 (10:00 - 14:30)
2月22日(火)	船木公民館
2月24日(木)	中萩公民館 (萩生地区 10:30 - 16:00)
2月25日(金)	中萩公民館 (萩生地区以外)
2月28日(月)	大生院公民館

市県民税に関する問い合わせ

市民税課 ☎ 65-1224 FAX 65-1255